

# 第1章 計画の基本的考え方

## 1. 計画策定の趣旨

市町村の障害者計画は、障害者基本法第11条第3項において、国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえた上で策定しなければならないと定められています。

国の第4次障害者基本計画は、2018（平成30）年度から2022（令和4）年度までの5年間を対象としています。この計画は、障害者基本法第1条に規定されているように、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

県においては、国の障害者基本計画並びに基本指針に即して障害者計画と障害福祉計画を組み合わせた「みえ障がい者共生社会づくりプラン」を2018（平成30）年度から2020（令和2）年度までの3年間の計画期間で、2018（平成30）年3月に策定し、県の障害者施策の基本的方向を定めて、県が取り組むべき障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策等を明らかにしています。

本市では、2015（平成27）年3月に、ライフステージのすべての段階において全人的復権を目指す「リハビリテーション」と、障害のある人もない人も共に暮らす社会を目指す「ノーマライゼーション」を基本理念として、『名張市地域福祉計画』を策定しました。また、すべての市民が共に支え合い、すべての市民が暮らしやすい地域社会を実現するために同年3月に『第四次名張市障害者福祉計画』を策定し、障害者施策の推進を図ってきました。

一方で、関係法令も整備され、2011（平成23）年の障害者基本法の改正においては、日常生活または社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといふいわゆる「社会モデル」に基づく障害者の概念や障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。また、2012（平成24）年には、障害者自立支援法を改正して障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が制定され、さらに、2013（平成25）年には、改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が制定されました。また、この間、障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）、障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律等が制定されています。

本市においては、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援、地域生活支

援事業の提供体制の確保と円滑な事業実施を図ることを目的とする『第5期名張市障害福祉計画（平成30～32年度）』を2018（平成30）年3月に策定しました。

こうした状況を踏まえながら、本市では障害者基本法に基づき、ここに「第五次名張市障害者福祉計画」を策定しました。

## 2. 計画の基本理念

本計画は、これまでの計画の理念を継承し、国や県の計画と整合性を図りながらライフステージのすべての段階において全人間的復権を目指す「リハビリテーション」と、障害のある人もない人も共に暮らす社会を目指す「ノーマライゼーション」を基本理念としています。また、本計画では、人と人々が支え合う「福祉の理想郷」の実現を目指し、本市の風土や特色を生かした地域づくり、担い手づくりが図られ、障害者自らの決定に基づき自分らしく暮らせるよう、自助と共助と公助のバランスに配慮した支え合いの取組を目指しています。

## 3. 計画の基本目標

国の計画では、共生社会の実現に向け、障害者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定め、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施するとしています。

県の計画では、障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、様々な施策を設定しています。

本計画では、前計画に引き続き、「新・理想郷プラン」第2次基本計画に基づく次の3つを基本目標として本施策を推進します。

- （1）人権尊重に根ざした障害者の主体性と自立性の確立を推進します。**
- （2）すべての市民が安心して平等に暮らせる地域社会づくりを目指します。**
- （3）市民全員の参加によるノーマライゼーションの実現に努めます。**

## 4. 計画の性格

本計画は、障害者基本法に定められている市町村の障害者計画に相当し、本市における今後の障害者施策の基本方向を示す総合計画です。

本計画における障害者とは、障害者基本法に規定されている障害者をいいます。2011（平成23）年8月改正の障害者基本法では、障害者は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されています。また、難病（特定疾患）患者等も含まれています。

## 5. 計画の期間

本計画の始期は2020（令和2）年度とし、終期は2023（令和5）年度の4か年とします。計画期間中に関連法案や諸情勢の変化等によって計画の内容等に影響が生じた場合には、計画の見直しを行います。

## 6. 計画の重点施策

障害者施策は、保健福祉や医療並びに就労や生活環境等、多種多様な支援機関によって実施されています。

本計画では、基本目標を達成するために「新・理想郷プラン」第2次基本計画に基づく次の3つの重点施策を推進します。

### （1）ライフステージに対応した総合的な施策の推進

障害者が、乳幼児期から学齢期、青年期、成人期、高齢期への各ライフステージにおいて、適切な支援を受けられるよう、個々のニーズに応じた一貫した支援を図ります。

また、迅速かつ的確なサービスにつなげるため、異なる分野の支援の調整を行い、障害者のライフステージに対応した総合的な施策を推進します。

### （2）安心して暮らせる地域社会の構築

障害者が生活する上での課題が増大し多様化する中、公的なサービスのみで自立と社会参加を支えていくことが困難なことから、ノーマイゼーションの理念のもとに、市民と行政が互いの役割と責任を自覚し合いながら、協働型の社会の構築を目指します。

### (3) 自立を支援する就労体制の充実

障害者が、その能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう地域の障害福祉に関する機関による支援が進められ、また特別支援教育により、障害のある生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組への支援も進められています。こうした福祉や教育の分野における動向を踏まえ、障害者の希望や能力に応じた雇用の場の創出を推進します。

また、障害のある人となない人が共に働ける環境づくりに取り組み、ふれあう楽しさと働く喜びの場の創出を推進します。

本市では2008（平成20）年度に農業分野への障害者の雇用及び就業を行うことを目的として、名張市障害者アグリ雇用推進協議会を設立しました。今後は、農業分野でも障害のある人となない人が共に働ける環境づくり、居場所づくりを進め、ふれあう楽しさと働く喜びの場を創出します。

#### ■施策の体系

分野・課題別の施策 重点施策	(1) ライフステージに対応した総合的な施策の推進	(2) 安心して暮らせる地域社会の構築	(3) 自立を支援する就労体制の充実
1. 啓発と交流の促進		◎	
2. 福祉サービスの充実	◎	◎	
3. 雇用・就労の充実	◎	◎	◎
4. 育成・教育の充実	◎		◎
5. 生活環境の整備		◎	
6. 保健・医療の充実	◎	◎	
7. スポーツ・文化芸術活動の充実	◎		
8. 推進基盤の整備	◎	◎	